

令和 5 年第 1 回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和 5 年 3 月 16 日提出 追加議案第 1 号～第 3 号、追加報告第 1 号)

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 1	さくら市国民健康保険条例の一部改正について	市 長	P 3
追加 2	さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び 災害の発生の防止に関する条例の一部改正につい て	”	P 4
追加 3	令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）	”	P 7
追加 報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決 定及び和解）	”	P24

追加議案第 1 号

さくら市国民健康保険条例の一部改正について

さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 16 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険条例（平成 17 年さくら市条例第 121 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行による改正後のさくら市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額から適用し、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

追加議案第 2 号

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例の一部改正について

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 16 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生
の防止に関する条例の一部を改正する条例

さくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に
関する条例（平成 17 年さくら市条例第 130 号）の一部を次のように改正
する。

目次中「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に改める。

第 2 条第 1 号中「たい積」を「堆積」に改め、同条第 2 号中「1,000
平方メートル以上」を削り、同条第 3 号を削る。

第 3 条中「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に改める。

第 3 条の 2 第 1 項中「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に改
め、同条第 2 項及び第 3 項中「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」
に、「することのないように努めなければ」を「しては」に改め、第 3
項を同条第 5 項とし、第 2 項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の
2 項を加える。

2 事業者は、小規模特定事業により公共施設を破損した場合は、速やかに現状に回復しなければならない。

3 事業者は、小規模特定事業の施工に係る苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

第3条の3中「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に、「することのないように努めなければ」を「しては」に改める。

第2章の章名中「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に改める。

第4条及び第5条中「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に改める。

第6条第2号中「たい積」を「堆積」に改め、第6号を同条第9号とし、同条第5号の次に次の3号を加える。

(6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けた者が自らの居住又は使用の用に供する建築物の建築を目的として行う1,000平方メートル未満の小規模特定事業

(7) 宅地の分譲又は集合住宅、商業施設、工業施設、医療施設、福祉施設、教育施設、宿泊施設その他これらに類する施設の建築を目的として行う1,000平方メートル未満の小規模特定事業

(8) 農地の保全又は利用の増進を目的とした農地改良であって、土地の所有者又は耕作者が行う1,000平方メートル未満の小規模特定事業

第6条の2の見出し中「土地所有者」を「土地の所有者」に改め、同条中「次条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

小規模特定事業を行う者は、小規模特定事業区域内の土地の所有者から同意を得なければならない。

第6条の2の次に次の1条を加える。

（事前協議）

第6条の3 小規模特定事業を行おうとする者は、第6条又は第10条の許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、土砂等の埋立て等の計画について市長と協議しなければならない。

第7条第2項中「たい積」を「堆積」に改める。

第8条及び第10条中「第6条の2」を「第6条の2第2項」に改める。

第12条第1項第3号中「たい積」を「堆積」に改める。

第 13 条第 2 項ただし書中「当該水質検査を」を「気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を」に改め、「、又は」の次に「土砂等の搬入が行われていないこと等により」を加える。

第 13 条の 2 中「させるように努め」を「し」に改める。

第 17 条の 2 第 1 項中「第 6 条の 2」を「第 6 条の 2 第 2 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(名義貸しの禁止)

第 17 条の 3 第 6 条の許可を受けた者が、自己の名義をもって第三者に小規模特定事業を施工させてはならない。

第 19 条第 1 項第 3 号中「第 8 条第 1 項第 1 号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至った」を「第 8 条第 1 項又は第 2 項に規定する基準に該当しなくなった」に改め、同項第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 第 17 条の 3 の規定に違反したとき。

第 20 条第 1 項中「小規模特定事業等」を「小規模特定事業」に改め、同条第 3 項中「第 6 条の許可を受けた」及び「(第 10 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)」を削る。

第 21 条の 3 の見出し中「土地所有者」を「土地の所有者」に改め、同条中「第 6 条の 2」を「第 6 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行による改正後のさくら市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出された許可の申請から適用し、この条例の施行の前日に提出された許可の申請については、なお従前の例による。

追加議案第 3 号

令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 令和 5 年度さくら市一般会計予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 4,187 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 210 億 3,187 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 16 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,753,699	244,478	2,998,177
2,233,803	123,448	2,357,251
509,334	121,030	630,364
1,273,689	△2,607	1,271,082
1,273,687	△2,607	1,271,080
20,790,000	241,871	21,031,871

歳 出

款		項	
2 総	務	費	
			1 総 務 管 理 費
4 衛	生	費	
			1 保 健 衛 生 費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,209,059	0	2,209,059
1,779,487	0	1,779,487
1,286,727	241,871	1,528,598
626,978	241,871	868,849
20,790,000	241,871	21,031,871

令和5年度さくら市一般会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国庫	支出金	2,753,699
19 繰	入金	1,273,689
歳入合計		20,790,000

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
244,478	2,998,177	
△2,607	1,271,082	
241,871	21,031,871	

歳出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	2,209,059	0
4 衛生費	1,286,727	241,871
歳出合計	20,790,000	241,871

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,209,059	316			△316	
1,528,598	244,162			△2,291	
21,031,871	244,478			△2,607	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
15		国庫支出金	2,753,699	244,478	2,998,177
	1	国庫負担金	2,233,803	123,448	2,357,251
		4 衛生費国庫負担金	2,000	123,448	125,448
	2	国庫補助金	509,334	121,030	630,364
		3 衛生費国庫補助金	30,332	121,030	151,362

19		繰入金	1,273,689	△2,607	1,271,082
	2	基金繰入金	1,273,687	△2,607	1,271,080
		1 財政調整基金繰入金	683,787	△2,607	681,180

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保健衛生費負担金	123,448	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (10/10)	123,448
1 保健衛生費補助金	121,030	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (10/10)	121,030

1 財政調整基金繰入金	△2,607	財政調整基金繰入金	△2,607

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	2,209,059	0	2,209,059	316			△316
	1 総務管理費	1,779,487	0	1,779,487	316			△316
	1 一般管理費	802,456	0	802,456	316			△316

4	衛生費	1,286,727	241,871	1,528,598	244,162			△2,291
	1 保健衛生費	626,978	241,871	868,849	244,162			△2,291
	2 予防費	250,197	241,871	492,068	244,162			△2,291

2 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)

3 職員手当等	3,600	○新型コロナウイルスワクチン接種事業	241,871
		時間外勤務手当	3,600
10 需用費	4,723	消耗品費	1,000
		燃料費	110
11 役務費	22,330	印刷製本費	3,613
		通信運搬費	15,094
12 委託料	204,318	手数料	7,236
		業務委託料	204,318
13 使用料及び賃借料	6,600	使用料	6,600
		庁用器具費	300
17 備品購入費	300		

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(287) 365	393,065	1,278,359	800,740	2,472,164	496,952	2,969,116	
補正前	(287) 365	393,065	1,278,359	797,140	2,468,564	496,952	2,965,516	
比 較	(0) 0	0	0	3,600	3,600	0	3,600	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,952	36,826	17,854	883	124,206	2,265
	補正前	26,952	36,826	17,854	883	120,606	2,265
	比 較	0	0	0	0	3,600	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,353	332,046	202,734	17,290	0	331
	補正前	39,353	332,046	202,734	17,290	0	331
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(2) 313	0	1,139,609	680,082	1,819,691	387,073	2,206,764	
補正前	(2) 313	0	1,139,609	676,482	1,816,091	387,073	2,203,164	
比 較	(0) 0	0	0	3,600	3,600	0	3,600	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,952	18,048	17,854	883	116,080	2,265
	補正前	26,952	18,048	17,854	883	112,480	2,265
	比 較	0	0	0	0	3,600	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	39,353	238,292	202,734	17,290	0	331
	補正前	39,353	238,292	202,734	17,290	0	331
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

追加報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

令和 5 年 3 月 16 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 2 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 2 月 15 日

さくら市長 花塚 隆 志

市は、道路の管理瑕疵により物件に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方

住所

氏名

2 事故の概要

さくら市卯の里地内、市道 U2-26 号において、令和 4 年 10 月 12 日（水）午後 4 時 50 分頃、XXXXXXXXXXが自家用車で市道から民地へ進入したところ、市道の歩道乗入口で舗装路面と側溝に段差が生じており、その段差で車両の一部が破損した。

3 損害賠償の額 89,271 円